

○北九州市特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の
制限の緩和に関する条例

平成26年3月31日

条例第19号

改正 平成30年3月30日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第2項の規定に基づき、特別用途地区内におけるスポーツ及びレクリエーションに係る建築物の建築の制限を緩和することにより、利便性の高い施設の充実を図り、もって市民の健康の増進及び交流の促進に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運動施設 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場、庭球場、弓道場及び武道場をいう。
- (2) レクリエーション施設 広場及び運動場をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)で使用する用語の例による。

(平30条例26・一部改正)

(建築物の建築の制限の緩和)

第3条 別表の左欄に掲げる特別用途地区内においては、法第48条第1項から第13項までの規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物を建築することができる。

(平30条例26・一部改正)

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月30日条例第26号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

特別用途地区の名称	建築することができる建築物
特別用途地区スポーツ・レクリエーション	(1) 運動施設及びこれに付属する観覧場でこれらの床面積の合計が1万平方メートル以内のもの(第3号に掲げるものを除く。)

地区(桃園地区)	<p>(2) 運動施設及びこれに付属する建築物でこれらの床面積の合計が3,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの(次号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 運動施設並びにこれに付属する建築物及び観覧場でこれらの床面積の合計が1万平方メートル以内のもの</p> <p>(4) レクリエーション施設に付属する観覧場で床面積が1万平方メートル以内のもの</p>
特別用途地区スポーツ・レクリエーション地区(浅生地区)	<p>(1) 観覧場(運動施設又はレクリエーション施設に付属するものに限る。)</p> <p>(2) 運動施設及びこれに付属する建築物でこれらの床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>